島



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

告

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件

○生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があっ

○生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在 地を変更した旨届出があった件

○生活保護法により指定を受けた施術者が事業を廃止した旨届出があっ た件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 ○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件

公

福

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

告 示

福島県告示第五百八十五号

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる せる機関を次のとおり指定した。 生活保護法の規定を含む。)により、 令和六年十一月五日 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

福島県知事 内 堀 雅

雄

ĺ 名 ト薬局 大越 店 称 田 村市大越町下大越字上田 所 在 地 五四番 月 令和六年 指定年月日 日

(社会福祉課)

 \bigcirc

福島県告示第五百八十六号

を廃止した旨届出があった。 る生活保護法の規定を含む。)により、 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

令和六年十一月五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

ち 複合型サービス	くら診療所	名
東のこみ	緑が丘さ	称
白河市東深仁共	白河市東深仁井	所
.井田字道山六番地	7田字道山六番地	在地
日同	10	
四年八月一四	三一日 令和六年七月	廃止年月日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十七号

∄

<u>#</u>. <u>=</u> Ŧį.

Ŧi.

担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。 される生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を 援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることと 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦

令和六年十一月五日

福島県知· 事 内 堀 雅 雄

宗像	氏
勇	名
大字飯豊字一田村郡小野町	住所
訪問鍼灸こと	施術所名
八斗蒔二六—五郡山市田村町徳定字	施術所の所在地
月一六日 〇	指定年月日

盃森一〇五

(社会福祉課

福島県告示第五百八十八号

術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。 第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条 法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同 次の施

令和六年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅

雄

氏

小沼慎介	E 4	
三六六 三六六	変	
門田町紅	更	住
.田町飯寺字村西	前	
二七号	変	
二七号 会津若松市飯寺南四丁目	更	所
丁目一番	後	

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十九号

島

福

法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同 第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条 術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。 次の施

令和六年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

小 沼	氏
慎 介	名
番二七号 寺南四丁目一 会津若松市飯	住
院ねま治療	名 称
飯寺字村西三六六会津若松市門田町	変更前
四丁目一番二七号会津若松市飯寺南	変地更後

福島県告示第五百九十号

(社会福祉課)

第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同 術者から当該施術者の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年十一月五日

福島県知事

内

堀

雅

雄

木村 直人 名 本宮市白岩字 住 桑内三二一八 所 訪問鍼灸こと 施 術 所 名 字八斗蒔二六—五郡山市田村町徳定 施 術 所 0) 所 在 地 令和六年六月八 日 廃 止 年 月 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百九十一号

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。 の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用 により、 次

令和六年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

ら診療所 が丘さく 療所	名 事業 所の
番地一○ 字道山市 ○ ○	所 在 地
緑 医療法人	名 事業者の
□河市東深仁井田字道山六番地	事務所の所在地事業者の主たる
日和六年七月三一	廃止年月日
リ予ンテリ護防 訪問 下リアンテリアル 一	の 種 類

サ 複 ¹ 合	日	□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□○□	緑桜会	番地一〇 字道山六 〇	ち 東 の こ み を 型 型 ス
護 一	同年八月一四日	白河市東深仁井	緑 桜 会 人	番 杷 釜 白河 市 東	の ホ グ 広 l ル 場 東 プ
護 通所介護	田〇川田田	白河市東深仁井 日河市東深仁井	緑桜会	番地一〇 字道山六 〇	のいずみ 東
理療養管 居っ デーショ おり 乗り					

(社会福祉課)

福島県告示第五百九十二号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産 十一月五日から同年十二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第 なお、当該意見を令和六年

令和六年十一月五日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 島県知 事 内 堀 雅 雄

公告第二百五号

三

意見書の提出なし

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

福島県いわき市泉町下川字薬師前七十九番地

一ほか四十筆

サンデーいわき泉店

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次の

公

告

令和六年十一月五日

土地改良区の名称

役別 退任した役員 飯舘村土地改良区

菅末伊野永東 氏名 相馬郡飯舘村関沢字大橋一住所

就任した役員 智 瑞 利 夫 同同 郡 郡同同

同同

村深谷字深谷一〇〇番地 村草野字大北九五番地 一五番地

瑞夫 同 郡同 村深谷字深谷一○○番地相馬郡飯舘村関沢字大橋一一五番地住所 同 郡同 村草野字大北九五番地

監事 役別

氏名

末 伊永 東

利

同同

智

(農村計画課)

発行者 印刷所 県 島 福 株式会社 第 印 刷

(商業まちづくり課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

福島県知事

内

堀 雅

雄